

# CMS Letter

日本色覚差別撤廃の会・会報 No. 47

2015年7月

日本色覚差別撤廃の会事務局

〒211-0004 神奈川県川崎市中原区新丸子東3-1100-12 かわさき市民活動センター気付

FAX 044-788-3509 HP <http://nodaiweb.university.jp/cms/>

専用メール [cms@nodai.ac.jp](mailto:cms@nodai.ac.jp)

## 第22回総会報告

第22回総会は平成27年5月31日(13:40-16:30)、かわさき市民活動センターで開催された。出席者14名。

全体司会の荒副会長の進行により、井上会長の開会挨拶に続き、第一部では石林副会長が議長に選出され、議事に入る。

### 議事1. 平成26年度活動報告

鈴木事務局長から報告があった(別掲資料1参照)。

### 議事2. 平成26年度会計報告

井上会長から平成26年度収支決算報告があった(別掲資料2参照)。

### 議事3. 監査報告

小田会員が監査報告をし、会計報告とともに承認された。

### 議事4. 平成27年度活動方針案

井上会長より説明があり、承認された(別掲資料3参照)。

### 議事5. 平成27年度予算案

井上会長より説明があり、承認された(別掲資料4参照)。

### 議事6. 役員改選

荒副会長より平成27・28年度役員案の説明があり、承認された(別掲資料5参照)。

第二部では現職の養護教諭をお招きし、各地の色覚検査復活の動きについてお話を伺った。第三部では参加者全員が自己紹介し、交流を深めた。

(別掲)

## 資料1: 平成26年度活動報告

平成26年

6月 総会を開催しました。

8月 定例役員会を開きました。会報44号を発行しました。

9月 定例役員会を開きました。

ホームページ上で色覚問題入門のための「色覚ABC」を作成しました。  
 福島みずほ参議院議員を通して、色覚検査復活の動きに関する資料を国会図書館から入手しました。

11月 定例役員会を開きました。  
 ホームページに「【緊急】養護教諭のみなさまへ」を掲載しました（翌月「【緊急メッセージ】養護教諭のみなさんへ」に改正）。

12月 定例役員会を開きました。会報45号を発行しました。

平成27年

2月 定例役員会を開きました。  
 日教組養護教員部へ色覚検査復活に反対するビラを100部送りました。  
 神奈川県教組養護教員部長と井上清三会長が面談し、同部へビラを50部送りました。

3月 定例役員会を開きました。会報46号を発行しました。

5月 定例役員会を開きました。  
 第66回指定都市学校保健協議会ランチョンセミナーで鈴木聡志事務局長が「発達段階と色覚特性の告知」の題で講演しました。

\*上の他に、会への問い合わせがあった場合は、役員がその都度対応しています。また最新の話題があった場合はその都度ホームページに掲載しています。

## 資料2：平成26年度収支決算書

収入の部		支出の部	
前期繰り越し	727,262	総会	2,400
会費(71人分)	142,000	会報44号	26,436
寄付金	65,000	会報45号	23,699
受け取り利息	169	会報46号	37,983
合計	934,431 円	事務局	3,000 (レターケース、ロッカー借用金)
		口座徴収料金	7,050 (振替手数料)
		交通費	41,380
		会議費	3,000
		ビラ作成	500
		通信費	1,552
		書籍購入	10,000 (『つくられた障害「色盲」改訂版』)
		次期繰り越し	777,431 (手持ち現金)
		合計	934,431 円

## 監査報告

平成26年度会計監査の結果、上記内容に相違ないことを確認しました。

平成27年5月31日

会計監査 小田愛治 印

### 資料3：平成27年度活動方針案

1. 色覚差別解消促進について国の責任を明らかにする活動に取り組みます。  
日本社会の色覚差別の一因が国の施策にあったことを広く明らかにし、協力して偏見と差別の解消に取り組む。
2. 学校での色覚検査の廃止を徹底する活動をすすめます。  
色覚差別の温床は学校色覚検査であったと考える。学校における色覚検査の義務付け廃止で一定の前進を実現できたにもかかわらず、それに逆行し、検査の復活を図る動きに反対し、方針の徹底を求める。
3. 入学や雇用、資格認定などにおける色覚に差異ある者への制限、不当な扱いを無くす活動に取り組みます。  
入学や雇用、資格認定などにおいて未だに残っている制限の撤廃を求める。  
社会一般に未だに残る無理解や偏見による色覚差別の解消に努めるとともに、被害者の救済、援助のために必要な活動に取り組む
4. 色覚の差異に対する偏見の解消に努めます。  
色覚に差異がある者の色彩識別能力は必ずしも劣ってはいないこと、実際の業務遂行の上で必要不可欠な色彩識別能力により色覚を判定すべきことをアピールするとともに、信号の見極めができないとか遺伝にからむ血統など、心ない偏見や誤解の解消のために各方面へ訴える。
5. 色覚バリアフリーを普及する活動に取り組みます。  
様々な分野の人びとと協力して色覚バリアフリーの活動を広げる。適正な色使いの確認依頼に応じる体制を準備する。
6. 会員の拡大に取り組み、会の強化に努めます。  
会員の意識的な拡大とその繋がり強化に取り組む。

### 資料4：平成27年度予算案

収入の部		支出の部	
前期繰り越し	777,431	総会費	54,000 (講師謝礼、資料代、 室料その他)
会費	200,000 (2,000円 ×100名)	会報	90,000 (紙代、印刷代、送料 1回につき30,000円 ×3回)
寄付金	0	チラシ印刷	50,000
受け取り利息	0	交通費	100,000 (官公庁への交通代等)
合計	977,431円	雑費	10,000
		次期繰越し	773,431
		合計	977,431円

### 資料5：役員改選案（平成27～28年度）

- |        |               |
|--------|---------------|
| ○ 会長   | 井上 清三         |
| ○ 副会長  | 荒 伸直<br>石林紀四郎 |
| ○ 事務局長 | 鈴木 聡志         |
| ○ 幹事   | 伊藤 善規 *       |

小田 愛治 \*  
金子 隆芳  
羽岡美智江

(敬称略、\*印は新任者)

## 平成27年度総会に向けてのおたより

総会出欠の返事に添えられた会員からのおたよりを紹介します。

- ・ 毎年欠席で申し訳ありません。信号機のことですが、LEDに変われば、光が右か左かで見分けがつくのではと思われませんが、夜間は信号機の回りも光るようになればいいのではと思います。色覚の認識の問題で、視えない訳ではないので。
- ・ 息子は30才を越え（小学4年の時の検査で異常と診断された）、LED電球関連の仕事をしています。日常生活に不便はありませんが、友達等、周りの人々には異常あることは告げています。差別というより事前にいろいろ教えてくれて、サポートしてくれるようです。
- ・ 昨年、息子も結婚して、家庭をもつことができました。本当にありがとうございます。
- ・ 何時もお世話に成り有難うございます。色覚異常は、健康体で働けるのに、就職で差別されたり（一部無理な職業もありますが）世間の偏見に負けて、悩んでいる人が沢山いる気がします。サイトで会員を増やして、当事者が生活に不自由がないと云う事を世間に広める事が大切だと思います。
- ・ ご無沙汰しております。相変わらず勤めの関係で出席、ご協力できませんことを申し訳ありません。小生も喜寿を迎え、色盲だけでなく聴力他も弱くなりました。幹事の方々のご努力に敬意を表します。
- ・ いつも欠席をして、申し訳なく思っております。皆様の日頃の活動に感謝しております。色覚異常の息子は、外科医として3年目を向かえました。色覚異常で、現在の所仕事で問題は生じていないとの事です。本当に、皆様の活動に感謝しております。
- ・ この6月で40年間のサラリーマン生活にピリオドを打つ予定です。色覚異常と言われながら、一度も、仕事上で問題を起こしたことはありませんでした。改めて「石原式」の不条理さを経験値（40年）を通して強く感じます。
- ・ 先日、福山市内で学習会を開催いたしました。参加者から貴重な意見が沢山ありました。これからも、学習会を続けていきます。家族からの意見も出されています。
- ・ 撤廃の会の存在をwebなどでもっと告知するとよい。存在を知らない人が多い。
- ・ いつも勇気をいただいております。色覚の多様性が理解される日が来ることを信じています。
- ・ 視機能について、多角的に興味があります。これからもどうぞよろしく。
- ・ 安倍政権の悪法の数々・平和運動等多忙です。が、一方で大変優雅な生活で三重と長野の別荘の行き来です。\*色覚検査も逆戻りさせてはならない！
- ・ 遠方のため参加は出来ません。いつも会のために尽力ありがとうございます。30才を過ぎ、子ども2人の父親になった息子が家族の前で平気で「赤と緑の区別がつきにくいからなー」とかくす気なく言えるのは、30年ほど前に高柳先生がこの会を立ち上げて下さったおかげと常に感謝しています。
- ・ 鈴木さんのお話をCMS Letterで拝読いたしました。同感いたします。
- ・ いつも出席できず申し訳ありません。社会にカラーユニバーサルデザインが浸透するといいのと思っています。
- ・ 事務局は、何かと苦勞の多い仕事です。お世話、感謝しています。後期高齢者の満77歳にな

りましたが、未だ老眼鏡に縁がなく、健康そのものです。人生を振り返ると就職、再就職と健康診断を受ける度に「石原式色覚検査表」を読まされました。心温かく、そこそこの能力を供えていても人格を無視されました。物は、見えていても見えない人がいます。また、視えなくても見える人がいます。石原式検査表で人格を軽々しく計測してはいけないと強く言いたいです。

- ・ お忙しい中子供達の為にご尽力を頂きありがたく感謝致しております。従兄弟も50年以上大きな事故もなく車の運転続けております。
- ・ 役員の方々大変ごろう様です。54年間車の運転をしていますが、信号無視などの違反、大きな事故もしていません。人権を守り差別撤廃にむけガンバッテいきたいと考えます。
- ・ 研修で青森に行っているため参加できません。2年目の研修医として日々充実しております。最近の眼科学会の動きを憂慮しています。
- ・ 保健体育教員、養護教諭の養成に従事しています。引き続き学生には色覚についての正しい知識と対応を伝えていきたいと思っています。
- ・ 20年ほど前に朝日新聞「ひと」での永田先生の記事で会の存在を知り、その後高柳先生の本「つくられた障害色盲」を購入し、本郷眼科に連絡して入会しました。15年くらいになると思うのですが、なかなか総会には出席できず会の皆様と直接に会って話をしたことは無いです。しかし、最近考えることなのですが、自分の考えと会の方向性、主張に差があるように思えてきて退会したいと思えます。すみませんが・・・自分としては「ぱすてる」の考えに近いところあります。でも、いろいろな考え、主張はあると思えますので会の今後の発展を願っています。

\*次号に続く

## 週刊文春に抗議しました

会長 井上 清三

週刊文春に色覚について書かれた記事が載っているというので、記事を読んでみました。

また眼科医会が言っている「就活中に初めて色覚異常を知り困惑している実態がある。もっと早く知るために学校色覚検査が必要である」という論理でくるのかと思ったら、なんか違っていました。表題は「学校での色覚検査の意義」となって、副題に「いったん廃止された色覚検査に必要性が！」と「制度に完璧性求めず、うまく活用を。」と記事を目立たせていました。最初に色覚異常についての説明がなされ(実に安直な取材)、学校で行われている検尿と視力測定を例に出して早期発見はこんなに有効に医療機関と直結しているので学校色覚検査を気軽に受ければ良いといった内容でしょうか。学校色覚検査についていろいろな思いを持つ当事者として、実に読みにくかった・・・というのが私の感想です。特に「制度に完璧性求めず、うまく活用を。」に憤りを感じました。読みにくい文章ですが、作者の言いたいことは、下記のようなことではないかと思えます。

色覚異常は、「当事者の自覚と正しい知識」があれば、不自由が抑えられ問題ではなくなる。学校検診は、効率よく疑いを発見し医療に結び付けるためのもので、今の医療では精密な検査が可能になっている。だから、学校色覚検査にしのごの文句は言わず、うまく活用すればいい。賢い消費者になればいい。

何度も読んでるうちに、なんとまあ安直な記事であることにあきれ果てました。取材はしっかりしたのでしょうか。当事者の話は聞いたのでしょうか。学校色覚検査に使われる石原表のことは知っているのでしょうか。色覚差別の歴史は知っているのでしょうか。それについての取材はしたのでしょうか。いろんな？が浮かびます。このままでは放っておけないので抗議文を作成することにしました。

「週刊文春」編集部御中

## あまりの安直な記事に抗議します

日本色覚差別撤廃の会 会長 井上清三

貴紙6月18日号141ページ「学校での色覚検査の意義」を読みました。あまりの事実誤認の数々と取材の浅さ、論のたてかたの幼稚さに唾然としてどういう抗議をしたらいいのか迷うほどでした。ただ、このままにしていたら社会一般に間違った考えが広まるのではないかと憤りを感じ、筆をとって抗議することにしました。以下問題点を書きます。

### ①「色覚異常の人の色の見え方は・・・」

当事者の色の見え方は一人ひとり違います。ほとんど色の見え方に支障がない人からいろいろです。そもそも他者がどういう色の見え方をしているのか、原理的に互いに知ることができません。こういう「色覚異常当事者はこう見える」という根拠を欠く断定口調がこれまでの色覚差別を生んだ温床の一つです。こういう表現の場合、偏見を避けるため「人によって見え方は違います」の注釈がはいるはずですが。

### ②図のイラストについて

「赤い花きれい！」「！？」の会話のイラストですが、これじゃあ、色覚当事者はおおよそ色が見えない、色についての感動がない・・・ととらえられてしまうのではないのでしょうか。個人差はあれ、当事者は一人ひとり色使いに対しての感動経験を持っています。色を扱う画家やイラストレーターにも当事者はたくさんいます。こういう偏見が今までの差別に繋がってしまったのです。

### ③「当事者の自覚と正しい知識があれば、不自由は抑えうるので、諸外国では日本のように問題視はしないという」

諸外国のことは取材されたのでしょうか？諸外国の当事者はホントに「自覚と正しい知識」をもっているのでしょうか。単に意味のない色覚検査が日本のようにないから問題視されていないんじゃないのでしょうか。日本では、検査→振り分け→差別という具合になってしまっています。当事者ではなく、制度的・物理的バリアが不自由を産みだしてきたのです。

### ④「検査撤廃に尽力した人たちの思いはもっともですが・・・」

「検査撤廃の背景には、治せない問題を突きつけるのは残酷・・・」

筆者は学校色覚検査が廃止になった歴史を十分に取材しているとは到底思えません。平成14年3月に出された「学校保健法施行規則の一部改正等について」にはこう書かれてあります。(一部抜粋)  
 (一) 色覚異常についての知見の蓄積により、色覚検査において異常と判別される者であっても、大半は支障なく学校生活を送ることが可能であることが明らかになってきていること、これまで、色覚異常を有する児童生徒への配慮を指導してきていることを考慮し、色覚の検査を必須の項目から削除したこと。

文科省は、学校教育に当たって先生達が色に配慮すれば大丈夫と判断したのです。これは画期的なことでした。これは社会生活でも広く言えることではないかと思えます。

日教組養護教員部作成の冊子「健康診断を見つめなおす！！」には、色覚検査が必須項目から削除された背景を下記のように書いています。

- ・「色覚異常」と診断されても、大半は支障なく日常生活が送れることが判明した。(色の見え方には個性がある)

- ・「色覚異常」と診断され、進学や就職時に偏見や差別で苦しんだ人から、「色覚検査廃止」の訴えが長年あった。

- ・検査しても治療法がない。

- ・「石原式検査表」では誤診がある。(男性6% 女性50%)

是非、検査撤廃の歴史と当事者の思いを知ってください。

### ⑤「知らないではすまされない」

この言葉が一番問題です。筆者の文からは「こんなに色識別に支障をきたしている人達をほっぽ

といていいのか？」と社会防衛上の観点から言っているように聞こえてしまうのです。まさに検査による選別。そして差別へと繋がっていったのが歴史です。

学校で通常使用されていた「石原式検査表」は、異常に精度が良すぎてほとんど色に支障をきたさない人まで検知します。ここの最初の段階で、検知されたことによる弊害がものすごく多いという歴史があったのです。これは遺伝に関係することなので、本人ばかりじゃなく親族縁者に波及し、優性・人権の問題にも発展しています。また、これに対する事後フォローもおそまつです。確かに筆者の言うように形式論では「ユーザー次第」ということなのでしょうが、まだまだ現実の環境条件はそんなものではありません。一当事者としては、学校色覚検査は一つの犯罪ではないかと思ってしまう。

#### ⑥「色覚も視力もより精密な検査が可能になっている」

確かに遺伝子検査などが発達しより詳しく診断されることは可能のようです。しかし、それは医学的診断であって、個人の色彩識別能力の実際を見るものではありません。就労にあたって実際の業務上、どういう色彩識別能力が必要なかを問わず、画一的な医学的診断のみで就職制限をしている所がまだあります。まずはそこを問題にした方がいいのではないのでしょうか。私たちの年代では色覚制限がたくさんあったため、今は制限されていない職種を小学生の段階であきらめてしまうといったことが多々ありました。画一的で「精密」な検査より、根拠を欠く「色覚制限」がいまだに残っている実態・制度の改革こそ必要ではないかと思えます。

●戦前から続く「色覚差別」の温床は「学校色覚検査」にあります。その長い歴史に対して、「制度に完璧性を求めず、うまく活用を」などと安直に断言していることに猛省を要請します。こういう間違っただ報道が「色覚差別」を助長します。

## 日本眼科医会の新聞広告の問題点

会員 小田 愛治

ここ数年、日本眼科医会が学校での色覚検査復活を掲げた活動を繰り返していることはご存知のことと思います。6月下旬の朝日新聞朝刊に1ページ全てを使って眼科医会からの全面広告が掲載されました。「お子様の目の健康考えていますか？」との大見出しで、4項目について注意を促すものとなっています。その中の1つの項目に「色覚異常」を扱っています。その項目の見出しには「色覚異常は早く気づけば適切な対処が可能」と書かれていました。大きな太い活字で目に飛び込んでくるこの見出しを読んで皆さんは、どんなことを想像しますか？ かつて「色覚は治る」として当事者本人・保護者の不安につけ込む商売がありました。私はそのことを思い出しました。眼科医会は何を言出したのかと内容を読んでいきました。

まず、「眼科医会の調査によると学校で色覚検査が実施されなくなり、本人・保護者が色覚異常に気づいていた割合は約5割にとどまっている」「その結果気づかないままトラブルに直面するケースが多数ある」と検査廃止が問題をもたらしているとし、トラブルの例をエピソードを交えていくつか列挙しています。だから「色覚異常者は自分の特性を知ったうえで適切に対処していくために、早期発見が大切です」と主張し「義務教育中に一度は色覚検査を受けておきましょう。希望者には、学校でスクリーニングが受けられます」と呼びかけています。

要約すれば『色覚検査が廃止された結果、色覚異常者が自分の特性を自覚していないことでトラブルが多発している。だから検査を受けて特性を自覚しトラブルにならないよううまく対処していきなさい。そのためにも早期発見が大切です、学校で検査を受けなさい』ということで、これが前記のタイトルの中身です。

眼科医会の調査のサンプルは900人余りです。その中でトラブルに直面しているケースが多数あるとのことですが、そうでしょうか。検査復活の理由付けに強調しているとは思えません。全国には小学1年生から高校3年生まで色覚の差異がある当事者は約30万人います。そのほとんどはこの12

年間検査を受けることがなく、したがって特性を自覚することなく日常を送ってきたのだと思います。これら膨大な数の人が特性を自覚せず、したがって言われるところの「適切な対処」をすることなく生活を送ってきたことで、社会問題となるような重大な事態となったことを聞きません。

もちろん、トラブルを無くしていくことは重要です。それは検査をして自覚し適切に対処することを当事者に求めるのではなく、いまだに残る色覚の差異を理由とした不合理な就職時の制度をはじめとする社会制度を見直すこと、学校の教職員など当事者を取り巻く人々が色覚問題への理解を深めること、カラーバリアフリーを進めることなど人権が尊重される社会作りが求められているのです。

この12年の間にも何らかの事情で色覚検査の必要性を感じて自らの判断で検査を受けてきた人もいます。色覚検査への対応のスタンスはそうあるのが本来の姿なのではないでしょうか。諸外国では、学校においては色覚検査を行わず、検査の必要性は各人の判断に委ねられていますが、そのことがその社会の問題となっていると聞きません。検査が廃止された日本のこの12年はそんな社会に一歩近づいたと考えられるのではないのでしょうか。

眼科医会の検査促進の視点で決定的に欠けていることがあります。

第1は、色覚検査の性格を何ら説明することなく検診を勧めていることです。学校の検査で使用される「石原式検査表」は感度が過度に鋭敏なために、必要以上に「異常」者として検出し、学校における健康診断の目的にはそぐわない検査です。

また、その結果を受け止める受検者・保護者にとっては遺伝検査の性格を持つ検査です。「異常」という結果を突き付けられた母と子は、そのことをどう受け止めるのかの問いをそれぞれが課されることとなります。遺伝への偏見・差別や優生意識の根深さが、婚姻をはじめ様々な困難や不幸をいまだに招いています。これら検査の性格を説明した上で受検者・保護者の納得と検査後の充分な対応がなされる裏付もなく希望者を募り実施することは医療の見地からも許されないことです。

第2は、学校の色覚検査が担ってきた歴史の認識の欠如です。

色覚に差異のある当事者は「色が見えない」「間違った色判断をする」と誤解され、その能力を正當に評価されず、進学・就職の機会から排除されてきた歴史、偏見から心ない言葉を投げかけられてきた歴史があります。この間違った社会制度や人々の意識の裏付けを担っていたのが学校の色覚検査でした。それが多くの人たちの長年の努力によって見直されてきました。その反省から検査項目から色覚が削除されたのです。検査復活は、その過ちを繰り返すこととなります。

広告の最後に「子どもの目の健康チェックポイント」として6項目があり、うち4項目が「ぬり絵で変な色を塗ることはないか」など色覚の差異の項目です。文中でも色覚の差異をエピソードとして具体的事象をいくつか上げています。多くの人が目にする新聞広告にこのような事象を紹介することは、「色覚の差異は健康の問題であり、当事者はそのような見方をする人である」という臆断と偏見を読者に植え付け、当事者・保護者へ過度の不安をいだかせるものです。当事者が被る不利益や、社会に及ぼす深刻な問題を顧みることなく、検査復活を推進する眼科医会への不信と憤りを禁じえません。

\*日本眼科医会の全面広告について、柏井真理子理事へ質問状を出しました。会のホームページをご覧ください。(編集部)

CMS Letter 日本色覚差別撤廃の会・会報 No. 47 2015年8月8日 発行 発行人 井上清三 編集・発行 日本色覚差別撤廃の会
---